

自治体名	公開基準	公開方法	周知方法	傍聴者の決定方法
豊田市	<p>審議会等の会議は、原則公開とする</p> <p><除外項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合 ・不服申し立て、苦情、あつせん及び、低調に該当する内容を扱う場合 ・公開することにより、構成または円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合 	<p>(1) 会議の公開とは、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることで行うものとする。</p> <p>(2) 会議の公開に当たり、必要に応じて傍聴できる人数をあらかじめ設定し、会場には傍聴席等を設けるなどの配慮をする。</p> <p>(3) 公開する会場の選定にあたり、審議事項等に関係する地域での開催、広く市民に公開したい場合は、巡回による開催等、開催する会場に配慮する。</p> <p>(4) 会議の開催に当たり、傍聴者にはあらかじめ遵守する事項を周知し、会議が円滑に行われるようにする。</p> <p>(5) 公開する会議では、原則傍聴者との意見交換または質疑応答の時間を設定することとし、その時間について、冒頭等に傍聴者に周知する。</p>	<p>(1) 会議を公開する場合、広く市民に周知するため、市広報紙及び、市ホームページに公開情報を掲載するほか、ケーブルテレビ、FM ラジオの市政情報番組、報道機関への情報提供等、適切な方法を持って行うこととする。</p> <p>(2) 公開情報の提供は、前項の方法により、当該会議の公開日の概ね1か月前に行う。</p> <p>(3) 緊急に会議を公開する場合は、可能な方法により周知するように努める。</p>	<p>公平性及び透明性を高めるため、傍聴者の定員がある場合で当該傍聴者を決定する時は、次に掲げる方法で行うこととする。</p> <p>(1) 抽選による決定。なお、抽選は原則公開とし、あらかじめ抽選日時及び抽選場所等を明らかにする</p> <p>(2) 先着による決定</p>

■平成 26 年度第 2 回審議会資料より

			第 2 回審議会
			資料 3
■柴田町における審議会等への住民参加のあり方について			
	項目	現状・課題	論 点
公開関係	1. 傍聴の促進	<p>(1) 公開している審議会が多いが傍聴が進まない</p> <p>(2) 傍聴者用の資料は閲覧を原則としている</p>	<p>①審議会開催の周知方法の設定</p> <p>ア. 手法について（広報紙、ホームページ、庁舎掲示など）</p> <p>イ. 周知期間</p> <p>②傍聴者への資料配布することについて</p> <p>ア. 情報発信と受益者負担について（例：膨大な資料の場合）</p>